

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	大津島ふれあいセンター使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第8条第1項
基準規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第8条;別表第1;別表第2 周南市大津島ふれあいセンター条例施行規則第4条
処分基準	上記の条例、規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	大津島ふれあいセンター使用の許可の取消し等
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第7条
基準規定	周南市大津島ふれあいセンター条例第7条
処分基準	周南市大津島ふれあいセンター条例第7条 （許可の取消し等） 第7条 指定管理者は、前項の規定によりセンターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を停止することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長はその責めを負わない。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 許可の条件に違反したとき。 （3） その他センターの管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	体験交流施設大津島海の郷 使用料の徴収
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第12条第1項
基準規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第12条;別表第2 周南市体験交流施設大津島海の郷条例施行規則第3条;別表第1
処分基準	上記の条例、規則の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	体験交流施設大津島海の郷 使用許可の取消し等
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第10条
基準規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第10条
処分基準	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第10条 （使用許可の取消し等） 第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。 （1） 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。 （2） 使用者が、詐欺その他の不正の行為により第8条第1項に規定する許可を受けたとき。 （3） 使用者が第8条第3項に規定する条件に違反したとき。 （4） 前3号に掲げるほか、施設の管理上特に必要があると認められるとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	体験交流施設大津島海の郷 使用の拒否等
処分権者	指定管理者
根拠規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第9条
基準規定	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第9条
処分基準	周南市体験交流施設大津島海の郷条例第9条 (使用の拒否等) 第9条 指定管理者は、施設、設備、備品その他の物を損傷し、若しくは滅失し、又は施設の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その使用を拒否し、又は施設からの退去を命ずることができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の名称	使用許可の取消し等
処分権者	市長
根拠規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第9条
基準規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第9条
処分基準	周南市向道湖ふれあいの家条例第9条 （許可の取消し等） 第9条 指定管理者は、第7条の規定によりふれあいを家の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。 （1） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （2） 許可の条件に違反したとき。 （3） 許可を受けた後、使用者の責めに帰すべき理由により前条第4項の事情が生じたとき。 （4） その他ふれあいを家の管理上支障があるとき。
不利益処分をしようとする場合の手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第10条第1項
基準規定	周南市向道湖ふれあいの家条例第10条第1項;別表第1;別表第2
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	認可地縁団体の認可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	地方自治法第260条の2第14項
基準規定	地方自治法第260条の2第1項・第2項・第3項・第4項・第14項 地方自治法施行規則第18条
処分基準	地方自治法第260条の2第14項 〔地縁による団体〕 第二百六十条の二 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（以下本条において「地縁による団体」という。）は、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するため市町村長の認可を受けたときは、その規約に定める目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。 ② 前項の認可は、地縁による団体のうち次に掲げる要件に該当するものについて、その団体の代表者が総務省令で定めるところにより行う申請に基づいて行う。 一 その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。 二 その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。 三 その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となつていること。 四 規約を定めていること。 ③ 規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。 一 目的 二 名称 三 区域 四 主たる事務所の所在地 五 構成員の資格に関する事項 六 代表者に関する事項 七 会議に関する事項 八 資産に関する事項 （略） ⑭ 市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の合併の認証の取消し
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第39条第2項
基準規定	特定非営利活動促進法第13条第3項、第39条
処分基準	特定非営利活動促進法第39条第2項 （合併の時期等） 第三十九条 特定非営利活動法人の合併は、合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。 2 第十三条第二項及び第十四条の規定は前項の登記をした場合について、第十三条第三項の規定は前項の登記をしない場合について、それぞれ準用する。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人に対する改善命令
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第42条
基準規定	特定非営利活動促進法第12条第1項第2号～第4号、第42条
処分基準	特定非営利活動促進法第42条 （改善命令） 第四十二条 所轄庁は、特定非営利活動法人が第十二条第一項第二号、第三号又は第四号に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該特定非営利活動法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
不利益処分 をしようとする場合の 手続	報告徴収
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の改善命令違反又は3年以上事業報告書等未提出による設立 認証の取消し
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第43条第1項
基準規定	特定非営利活動促進法第29条、第42条、第43条第1項
処分基準	特定非営利活動促進法第43条第1項 （設立の認証の取消し） 第四十三条 所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した 場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は三年 以上にわたって第二十九条の規定による事業報告書等の提出を行わないときは、 当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	特定非営利活動法人の法令違反による設立認証の取消し
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第43条第2項
基準規定	特定非営利活動促進法第42条、第43条第2項
処分基準	特定非営利活動促進法第43条第2項 (設立の認証の取消し) 第四十三条 2 所轄庁は、特定非営利活動法人が法令に違反した場合において、前条の規定による命令によってはその改善を期待することができないことが明らかであり、かつ、他の方法により監督の目的を達することができないときは、同条の規定による命令を経ないでも、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	設立の認証の取消し
処分権者	市長
根拠規定	特定非営利活動促進法第13条第3項
基準規定	特定非営利活動促進法第13条第1項・第3項
処分基準	特定非営利活動促進法第13条第3項 (成立の時期等) 第十三条 特定非営利活動法人は、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。 3 設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第一項の登記をしないときは、所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用許可の取り消し
処分権者	市長、指定管理者
根拠規定	周南市市民センター条例第8条、第13条、第14条
基準規定	周南市市民センター条例第8条
処分基準	周南市市民センター条例 （許可の取消し等） 第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用を制限することができる。 （１） この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 （２） 偽りその他不正な行為により許可を受けたとき。 （３） 前2号に掲げるもののほか、センターの管理運営上特に必要があるとき。 2 前項の取消し等により生じた損害については、市はその責めを負わない。 （指定管理者による管理） 第13条 市長は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。 2 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。 （１） センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務 （２） センターの施設及び附属設備等の使用の許可に関する業務 （３） 第3条に定める事業の実施に関する業務 （４） 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 第14条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第4条から第8条までの規定の適用については、第4条及び第5条中「市長が特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	地域づくり推進課
処分の 名称	使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市市民センター条例第9条
基準規定	市民センター条例第9条、別表2、3、4
処分基準	上記の条例の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号